

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令

平成28年11月  
国土交通省鉄道局

## 1. 背景

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成28年法律第 号）において、中央新幹線の速やかな建設を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、中央新幹線に係る建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付ける業務（以下「貸付業務」という。）を当分の間行うこととする等の改正を行うこととされた。

これに伴い、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成15年政令第293号。以下「機構法施行令」という。）等について、所要の改正を行う必要がある。

## 2. 改正の内容

### ①機構法施行令の一部改正（第一条関係）

中央新幹線に係る建設主体は、貸付金の貸付けを受けようとする場合には、貸付金の借入れの効果その他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を機構に提出しなければならないこととする。

### ②国土交通省組織令（平成12年政令第255号）の一部改正（第二条関係）

機構の行う貸付業務に関する事務は、鉄道局鉄道事業課が所掌することとする。

### ③その他所要の改正を行うこととする。

## 3. スケジュール（予定）

閣 議：平成28年11月15日

公 布：平成28年11月18日

施 行：公布日から施行